



薬 第 1629-5 号

令和 2 年 2 月 28 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第9条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第9条第1項の規定に基づき、令和2年2月28日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 知事指定薬物

次に掲げる4物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物に指定しました。

(1) (8R) —1—アセチル—N, N—ジエチル—6—メチル—9, 10—ジデヒドロエルゴリン—8—カルボキサミド及びその塩類

【通称名】ALD—52、1—Acetyl—LSD

(2) N—[1—(2—フェニルエチル) ピペリジン—4—イル]—N—フェニルペンタンアミド及びその塩類

【通称名】Valeryl fentanyl

(3) 1—(1, 3—ベンゾジオキソール—5—イル)—2—(ブチルアミノ)
ペンタン—1—オン及びその塩類

【通称名】 N—B u t y l p e n t y l o n e

(4) メチル=2—[1—(4—フルオロブチル)—1H—インダゾール—3—
カルボキサミド]—3, 3—ジメチルブタノアート及びその塩類

【通称名】 4 F—M D M B—B I N A C A

(5) (1) から (4) までに掲げる物のいずれかを含有する物

2. 施行期日

令和2年2月29日

大阪府健康医療部
薬務課麻薬毒劇物グループ
TEL:06-6941-9078 (直通)
FAX:06-6944-6701